

名城大学校友会は、会員相互の親睦と協力により、母校名城大学の発展に寄与することを目的として、卒業生を正会員、在学生在准会員、教職員を特別会員として組織されています。卒業生は20万8千名を超え、37の支部は日本全国に網羅し、海外には台湾支部があります。

校友会の主な事業は、全国各地で活躍する会員の支援、各学部同窓会事業への援助をはじめ、会員の把握や校友会会報の発行、Eメールやウェブサイトとおして会員相互の連携をはかり、また、毎年大学の協力を得て出前講演会を開催し、地域社会との交流をはかっております。

准会員（在在生）に対する援助として、校友会の奨学生制度、学術・文化・スポーツ活動に対する援助金の交付、校友会会報の配布等、幅広い活動を行い、特に卒業生の就職等については、各界で活躍している多くの会員の方々に、親身になって世話をしております。

また、会員等が校友会館の会議室を会議やゼミナール等に提供して、福利厚生をはかっています。

校友会入会金30,000円は、准会員になった時（入学時）に、納入することになっています。

### 名城大学校友会会則（抜粋）

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、名城大学校友会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会は、名城大学校友会館内に事務局を置く。

(目 的)

第3条 この会則は、会員相互の親睦と協力を基礎として、学術研究の奨励とその普及を図り、もって名城大学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整理
- (2) 会報の発行
- (3) 総会の開催
- (4) 准会員に対する援助
- (5) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

#### 第2章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、正会員、准会員及び特別会員をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会会員となる資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 正 会 員 名城大学（名古屋高等理工科学校、名古屋専門学校、医科歯科進学課程、薬学専攻科及び短期大学部並びに大学院を含む。以下同じ。）を卒業又は修了した者
- (2) 准 会 員 名城大学に在籍中の者
- (3) 特別会員 名城大学に在職中の教職員

(運 営)

第7条 本会は、前条の各号の会員をもって運営する。

(入 会 金)

第8条 准会員は、その資格を取得したとき、入会金30,000円を納入しなければならない。

(年 会 費)

第9条 正会員は、毎年度ごとに会費3,000円以上を納入しなければならない。

ただし、満60歳以上の正会員については、終年会費として30,000円以上を一括納入することができる。